

00669

鳥取縣公報

昭和十七年六月三十日 火曜日
第千三百四十六號

縣令

◆鳥取縣令第五十一號

鳥取縣立機械工養成所規程左ノ通定ム

昭和十七年六月三十日

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 所長ハ知事ノ命ヲ受ケ所内全般ノ事務ヲ掌理ス

第五條 技師、技手ハ所長ノ指揮ヲ受ケ生徒ノ監督及訓育ニ當リ
其ノ他所務ヲ掌理ス

第六條 主事補ハ所長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第七條 養成所ノ本科ノ教科ヲ旋盤工、仕上工、鑄工、製圖工ノ
四分科トシ其ノ一分科ヲ專修セシム

第八條 本科各分科ノ修業年限ハ之ヲ壹ヶ年トス
但シ成績ニヨリ之ヲ延長スルコトヲ得

第九條 養成所ニ研究科及別科ヲ置ク
タラシムルヲ以テ目的トス

授クルト共ニ精神的訓練ヲ爲シ以テ本縣機械工業ノ中堅人物

授クルト共ニ精神的訓練ヲ爲シ以テ本縣機械工業ノ中堅人物

第一條 鳥取縣立機械工養成所（以下單ニ養成所ト稱ス）ハ本縣

第二條 養成所ハ鳥取縣鳥取市ニ置ク

第三條 養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長 技師 手事補

第十條 研究科ハ本科各分科ヲ卒業シタル者ニシテ尙上級ノ智識

第十一條 別科ハ特殊實技ヲ修得セントスル者ヲ選拔收容ス

第十二條 研究及別科ノ修業年限ハ六ヶ月トス

第十三條 生徒ノ定員ハ本科六十名、研究科及別科若干名トス

本科各分科ノ定員ハ所長之ヲ定ム

第一章 學科目及課程

第十四條 本科ノ修業期限ヲ四期ニ分チ其ノ學科目並毎週ノ授業

時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

00671

合	課外	實	用	工	材
	營工	技練	器	作	料
	概場	習	畫	法	
計	論經	圖			
四八			一七	五	三
五三				五	二
五四			一八	一	一
五四			三〇		
五四			一一〇		

第十五條 研究科ノ學科目並授業時數左ノ如シ

修 身 每週一時間
教練、休操、武道 每週四時間

每週四十九時間

修身每週一時間、教練、体操、武道每週四時間
特殊實技練習每周四十九時間

第三章 學年授業日及休業日

鳥取縣公報

第千三百四十六號

昭和十七年六月三十日

(第三種郵便物認可)

三

00672

- 人所順序 始業日 終業日
 第一回 四月一日 翌年三月三十一日
 第二回 十月一日 翌年九月三十日

第二十二條 入所志願者ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ選拔ヲ行フ
 第二十三條 入所ヲ許可セラレタル者ハ一週間以内ニ保證人二人引請ノ責ニ任ジ得ベキ者ナルベシ
 第二十四條 保證人ハ二人トシ入所者ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元ヲ定メ第二號書式ノ誓約書及戸籍抄本ヲ差出スベシ
 第二十五條 保證人ヲ變更シタルトキハ其ノ都度退滞ナク届出ズベシ

- 第十九條 所長ニ於テ必要ト認メタルトキハ第十四條乃至第十六條ノ授業時數及第十八條ノ授業休日ヲ變更又ハ伸縮スルコトヲ得
 第二十條 入所ヲ許スベキモノハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス
 一 品行方正、志操堅固ニシテ身体強壯ナルモノ
 二 國民學校高等科ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ年齡滿十四歲以上ノ者

- 第二十一條 入所志願者ハ第一號書式ノ願書ニ出身學校長ノ卒業證明書又ハ修業證明書ヲ添付シ別ニ告示スル願書締切期日迄
 ヲ所長ニ提出スベシ

第四章 入所、休所及卒業

第二十條 入所ヲ許スベキモノハ左ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

第二十一條 入所志願者ハ第一號書式ノ願書ニ出身學校長ノ卒業證明書又ハ修業證明書ヲ添付シ別ニ告示スル願書締切期日迄 ヲ所長ニ提出スベシ

第五章 退所

- 第二十八條 退所セントスル者ハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ受クベシ

- 第二十九條 左ノ各號ニ該當スル者ハ之ヲ退所セシム
 一 操行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者
 二 身体虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者
 三 成績不^良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキ者

書類授與ス

第六章 授業料及學資

第七章 賞罰

- 第三十七條 入^学若ハ退舍セントスル者ハ親權者若ハ後見人又ハ代理人ノ連署ヲ以テ所長ニ願出デ許可ヲ受クベシ

- 本令施行ニ必要ナル細則ハ所長之ヲ定ム
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 昭和十四年八月鳥取縣令第三十號鳥取縣立機械工訓育所規程ハ之ヲ廢止ス

第一號書式

人所願

- 四 正當ノ事由ナクシテ屢々缺席シタル者
 第三十條 授業料ハ之ヲ徵收セズ
 第三十一条 生徒ノ修業ニ要スル費用ハ自辨トス
 第三十二条 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範トナルベキ者ハ所長之ヲ褒賞ス
 第三十三条 不都合ノ行爲ヲナシタル者ハ其ノ情狀ニ依リ之ニ懲戒ヲ加フ
 其ノ種類左ノ如シ
 謹慎、停所、除籍

- 第三十四条 本所所屬ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者アルトキハ其ノ情狀ニヨリ相當ノ辨償ヲナシムルコトアルベシ

- 第三十五条 自宅ヨリ通所シ能ハザル者ハ寄宿舍ニ收容セシムルモノトス

- 第三十六条 寄宿舍生徒ハ所長ノ定ムル所ニ依リ食費及宿費ヲ納但シ特別ノ事由ニヨリ入舍シ能ハザル者ハ所長ノ許可ヲ受クベシ

- 第三十七条 本所所屬ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者アルトキハ其ノ情狀ニヨリ相当ノ辨償ヲナシムルコトアルベシ

番	號	本	氏名	學歷
		生年月日	大正年月日	受號
人	姓	原籍	縣府	
親	名	現住所	縣市	
望	志	現在父卒業	郡市	
現住所	第一志望	學校名	町大字	
名	第二志望		番地	國民學校
縣	科			
府				
郡				
村町大字				
番地				

00674

者	職業	親權者ト本 人トノ續柄
入學許可ノ通		
知受クル所		

昭和 年 月 日

右

親權者
後見人

氏名印感

本籍	縣府	都市	町大字	番地
現住所	縣	郡	村	

職業

親權者(後見人又ハ親族)

正保證人 氏

名

生年月日

第二號書式 (用紙美濃紙)

證書

印紙

本籍	縣府	都市	町大字	番地
現住所	縣	郡	村	

職業 戶主又ハ誰子弟

生年月日

卒業證書

生年月日

鳥取縣立機械工養成所長何某

副保證人 氏

名

生年月日

鳥取縣立機械工養成所長

職業

親權者(後見人又ハ親族)

正保證人 氏

名

生年月日

右ハ今般御所へ入所許可相成候ニ就テハ私共其監督ノ責ニ任ジ猥
リニ退所轉所致サセ間敷且ツ本人御所在所中ハ勿論卒業シタル後
ト雖モ在所中ニ係ル事件ハ一切引受ケ可申候仍テ保證如斯候也

昭和 年 月 日

右者本所規定ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス
昭和 年 月 日

鳥取縣立機械工養成所長位勳爵氏名

印

生年月日

昭和八年十月鳥取縣訓令甲第十三號ハ之ヲ廢止ス

00675

◆鳥取縣訓令甲第十五號

訓令

鳥取縣立機械工養成所長

昭和十五年一月十日鳥取縣訓令甲第一號鳥取縣立機械工訓育所處務規程中左ノ通改正ス

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣役肉用牛標準体型

昭和十八年十月鳥取縣訓令甲第十三號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣役肉用牛標準体型

一般体型

一 脊體概不長方形ヲ呈シ各部ノ均稱ヲ得、体積豊ニシテ緊り良ク
品位ニ富ミ生後三十六月ニシテ成熟期ニ入り完熟シタルモノニ
在リテハ体高牝一二五釐牡一三六釐体重牝約四一五釐牡約六五
〇釐ニ達シ体高ニ對スル体軀各部ノ比率左ノ如シ
部位 体高 長 胸闊 胸深 胸幅 腰角 腹幅 尻長 坐骨 管闊
牝 一〇 二三 四五 三 二〇 二三 二五 三 一〇 二四 二五 三
牡 一〇 二三 一五 五 二〇 二三 一五 五 二〇 二三 二五 三
二 各部ノ形質

イ 頭部、頭ハ中等大ニシテ体軀トノ釣合ヲ保チ額適度ニ廣ク
且緊リヲ有シ鼻梁直、鼻孔濶大鼻鏡廣ク頬豐ニシテ額強實頬
輪ニシテ溫和ノ相ヲ呈シ耳ハ中等大ニシテ形質宜シク角形恰
好ニシテ其ノ質緻密色澤良好ナルベシ
ロ 頸部、形態良好ニシテ頭及前軀ヘノ移行宜ク筋肉ノ發育良
好ニシテ牡ニ在リテハ厚ク太ク適度ノ頸峯ト胸垂ヲ有シ
ム
鳥取縣役肉用牛標準体型並鳥取縣役肉用牛體格審查標準左ノ通定
ム
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

體質
體質強健、發育良好ニシテ肉付均等體
體廣ク且伸暢シ體積豊ナルモノ

品位性質

牝牡各其ノ性相ヲ呈シ輪廓鮮明ニシテ

主ナル旋毛ノ位置形狀宜シク品位ニ富ム

ミ性質溫順活潑有シ牡ハ慾陽迫ラザ

ルモノ持シ牝ハ溫雅ナル姿ヲ具フ

七
七
七

セリ

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

八頭郡池田村 並日野郡日野村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任

満點

一〇〇 一〇〇

郡町村名 氏

秀

ルモノ

性質溫雅ナル姿ヲ具フ

七
七
七

告示

◆鳥取縣告示第四百二號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事	土	肥	米	之
稱	位	置	設置者	
鳥取縣東伯郡下鄉村青年學校	東伯郡下鄉國民學校ニ併設	下鄉村		
鳥取縣東伯郡上鄉村青年學校	同郡浦安國民學校ニ併設	浦安町		
鳥取縣東伯郡上鄉國民學校ニ併設	同郡上鄉國民學校ニ併設	上鄉村		
鳥取縣東伯郡八橋町青年學校	同郡八橋國民學校ニ併設	八橋町		

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日野郡日野村	平家猶藏	清水兵吉	坂口辨左衛門	坂口信治	永原泰	山本安次郎	中村長造	福井熊吉	中村吉藏	坂口信治	永原泰	山本安次郎	中村長造	福井熊吉	中村吉藏	坂口信治	永原泰	山本安次郎	中村長造
川上吉治	舟越弘一	松原宗年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

00679

00679

同 同

瀬生田信治	小谷藤治	足羽義光	金田繁次郎	砂流八郎	加藤喜三郎	森入江經治	小谷由松	好正則
田信治	藤治	義光	繁次郎	八郎	喜三郎	經治	由松	正則

◆鳥取縣告示第四百四號

青果物配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ鳥取縣農會長ニ對シ左記青果物ノ出荷ニ關スル計畫ヲ承認ス

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一梅
一葱
一甘藍

85000

00679

一組合ノ名稱及地區

鳥取縣知事 土 肥 米 之

二構成員タル資格

(イ)地
名稱 鳥取縣絹綿製造販賣業組合

三 地區内ニ於テ絹綿ノ製造並販賣ヲ業トスル者

◆鳥取縣告示第四百五號

鳥取市ニ於テ左ノ通家畜傳染病發生セリ

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

病名

畜類

種類

性

年齡

發病

月日

月日

發病

地

豚疫

豚

ヨーク

牝

一才

六月

七月

九日

鳥取市卯垣

一五二

豚疫

豚

シャー

牝

一才

六月

七月

九日

廣田敏

男

◆鳥取縣告示第四百六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ鳥取縣絹綿製造販賣業組合ノ地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

青果物配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ鳥取縣農會長ニ對シ左記青果物ノ出荷ニ關スル計畫ヲ承認ス

昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一梅
一葱
一甘藍

00680

ノ日
(イ)額

一本縣產

單位
販賣業者一貫
百匁

種別規格

單位
販賣業者一貫
百匁

丹前綿一號品

三等毛羽
三等毛羽五割
三割

同二號品

比等外毛羽
比等外毛羽五割
三割

同三號品

伯州綿
伯州綿七割
一九、四五

同四號品

比州綿
比州綿三割
二五、七〇

同四號品

州綿
州綿二割
二、九五

同四號品

州綿
州綿三割
二、五五

同四號品

州綿
州綿三割
二、二五

同四號品

州綿
州綿三割
二、二三

同四號品

州綿
州綿三割
二、二二

同四號品

州綿
州綿三割
二、二一

同四號品

州綿
州綿三割
二、二〇

同四號品

州綿
州綿三割
二、一〇

同四號品

州綿
州綿三割
二、〇五

四認可ニ附シタル條件

(イ)價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ
ニ付有縁者ハ來ル七月十日迄ニ直接管理者へ申出ズベク若シ何等
ノ申出ナキ時ハ管理者ニ於テ措置セラルベシ

昭和十七年六月三十日

00681

◆鳥取縣告示第四百八號

昭和十七年六月二十五日ヨリ左記ノ通り縣立診療所ヲ開設セリ
昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 士 肥 米 之

鳥取縣八頭郡丹比村 縣立丹比診療所

丹前綿	八號	白人絹スラ反毛上B級	一反ニ付	五十匁
同	九號	白人絹スラ反毛上A級	二割	同
同	十號	白人絹スラ反毛中C級	四割	同
同	十一號	白人絹スラ反毛上A級	四割	同
同	十二號	白人絹スラ反毛中C級	四割	同
同	十三號	紡績落綿一等	四割	同
同	十四號	紡績落綿二等	四割	同
同	十五號	紡績落綿三等	四割	同
同	十六號	紡績落綿四等	四割	同
同	十七號	紡績落綿五等	四割	同
同	十八號	紡績落綿六等	四割	同
同	十九號	紡績落綿七等	四割	同
同	二十號	紡績落綿八等	四割	同
同	二十一號	紡績落綿九等	四割	同
同	二十二號	紡績落綿十等	四割	同

三 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ荷造包裝費込ノ價格トス

四 實施ノ日 昭和十七年六月三十日

鳥取縣知事 士 肥 米 之

鳥取縣公報

第千三百四十六號

昭和十七年六月三十日

(第三種郵便物認可)

一三

彙報

乳幼兒體力検査

六月末より八月末に亘り

全縣下各校下別に實施す

(衛生課)

國民殊に青少年の健康増進体力增强を目指す「國民体力法」の一部改正が行はれて、本年より十五歳以上二十五歳までの男子が國家の管理下に体力検査を受けることになり、且つ昨年四月一日以後に生れた乳幼兒も同法の適用を受けて体力検査を受けることとなつたことはさきに記したが(本年五月二十二日號)更に六月二十六日縣告示を以て本年度第二回乳幼兒体力検査の日割が公布され、本月末より八月末に亘り全縣下にこれを實施することとなつたので、こゝにこの乳幼兒体力検査について大要を記すこととする。

本年、に於て体力検査を受くべきものは

であつて、この体力検査を受けしむべき義務者は(1)体力検査を受くべき者に對し親權を行ふ者、(2)親權者なき時は後見人又は後見人の職務を行ふものである。これは國民体力法により検査を受けしむべき義務を負ふものであることを承知せねばならぬ。

児)

乳幼兒体力検査は昭和十六年度出生兒については五月一日より九月三十日までに第一回の検査、第一回の検査後三ヶ月以上経過した後十月一日より翌年三月末日までに第二回の検査をし、又昭和十七年出生兒については生後四ヶ月までに第一回の検査を行ひ更に七月及び満一年に達するまでに第二回及び第三回の検査を行ふのであるが、今回の告示による体力検査は昭和十六年四月一日以降同十七年四月三十日までに出生して各市町村に現住する乳幼兒を國民學後に集めて検査することになつてゐる。もし旅行其他の事故によつて告示當日検査を受けることの出来ぬものは、豫め市町村長に事故の事由及事由消失の豫定の時を、又病によつて受檢不可能の者は病名及治療見込日數を記入した診斷書を添へて届出で、事故止んだ後速に検査を受けるのである。検査は知

00683

事に於 選任した國民体力管理醫がこれに當る。

市町村長は出生届を受理したら國民体力法の定めるところにより体力手帳に体重及び在胎月數其他所定の事項を記して保護者に假交付することになるのであるが、体力検査をした後は

その結果をこれに記入して交付し、体力検査表を作製して五ヶ年間保存し、且つ体方検査結果報告を施行後十日以内に知事に進達する。

又保護者は体力手帳の交付を受けたら体力検査の結果の記入を受けるはもとより、種痘其の他豫防接種、ツベルクリン反應、又は血清其の他の検査を受けた時、乃至は國民体力管理醫の保健指導を受けた時はすべて手帳を提示して其の記入を受けなければならぬ。

乳幼兒の健康を保全し、其の死亡率の低下を圖ることは特に刻

下の急務である。各位はこの國民体力法による体力検査の結果によつて充分これが完全なる育成を圖ると共によく栄養に留意し、且つ各種の保健施設等と連絡を保ちて育児の完璧を期するやう格段の努力を切望する次第である。

時局ご映畫教育

縣映畫教育指針の設定

(社會教育課)

一億國民鐵石の團結を以て聖戰完遂に挺身すると共に、東亞諸民族の指導國民としての實力を涵養することは皇國の歴史的使命たる大東亞建設の根基である。しかしてこの大使令を達成する爲の一手段としては、大衆性・指導性及び藝術性に於て獨自の性能を發揮しつゝある映畫を學校教育並に社會教育の上に活用して、大いに國民精神を昂揚すると共に國民文化の向上・國民生活の刷新に努め、國民の士氣を鼓舞するは最も緊要なる方途といはねばならぬ。

因て本縣では今回鳥取縣映畫教育指針を樹立してこの映畫教育の進展に資することとした。即ち本縣映畫教育協會の擴充強化を圖りて各郡市教育會に文化部を設け、依つて放送教育・文書教育等と共に映畫教育に關する研究を行ふこととし、各學校に於ては斯教育の爲に映畫教育主任を設け、市町村役場にも文化係を設けてこれらの事に當ることとしたのである。又映畫配給組織としては學校に於ける講堂映畫會及び部落映畫會に使用する映畫に

ついては鳥取縣映畫教育協會に配給し、學校教育上の映畫利用學習に使用する映畫については各郡市教育會文化部に映畫配給組織を設け、年々市町村より經費の輸出をなしてこれが充實を企圖することとした。

次に映畫教育の進展を圖るについてはその設備に於て種々積極的に努力すべき點が多いので、これに就ては次の如く定めたのである。

- 1 各町村には學校教育並に社會教育に資する爲十六ミリ映寫機を一臺宛設備すること。

- 2 學校に於ける適當なる教室及び講堂には暗室裝置並に配電の設備をなすこと。

- 3 暗室裝置に關しては資材關係を考慮し、簡易なるものを工夫すること。

- 4 學校建築に際してはこれ等の設備と併せ換氣裝置につき留意すること。

- 5 講堂映畫會及び一般映畫會の場合はこれが効果を一層昂揚する爲、擴聲機を以て映畫の解説及びレコードの伴奏等を行ひ得るやう設備すること。

- 6 伴奏音樂には次のレコードを設備すること。

大・東日學校巡回映畫聯明選定

文部省推薦

教育映畫伴奏用レコード

第一輯 (十枚)

第二輯 (十枚)

しかして學校教育及び社會教育上に於ける映畫教育實施の目標方法及び注意事項を記すと次の通りである。

△ 學校に於ける映畫教育

學校教育に映畫を活用して映畫のもつ獨自の特殊機能を發揮せしめ、以て皇國民の基礎的鍛成に資せんとするものであつて、これが爲には一は教科に即してその効果を強化し、一は教化に盛り得ざる題材、綜合的なるものを以て全体的鍛成に資することが肝要である。

又映畫教育の本質上全校職員が一丸となつてその運営に當り、係員の組織は各學校の實情に應じて適宜定めるのであるが、映寫機の取扱は全校職員がこれに習熟する必要がある。

一 講堂映畫會

講堂映畫會は學校に於ける全体的鍛成に資せんとするものであつて、その映畫は文部省課外用選定(國民學校)並に青年向選定(青年學校中等學校)のものを利用し、映寫前に必ず試寫を行つて映畫及びこれに關する資材の研究を行ひ、充分その映畫を理解

した後、質協力の上映寫に當ることが肝要である。

又映寫に當つては生徒兒童の心理的發達程度に應じて映畫の選定及び映畫指導目標を適切にし、映寫の際は適切なる伴奏を行つて映畫の効果發揚に努め、且つ映畫會の前後には簡易適切な指導を行ひ、映寫中に解説を行ふ場合は努めて冗漫を避けて適切な言語により映畫の内容を生徒兒童によく消化せしめるやうにせねばならぬ。

尚季節並に映畫會場の構造等に應じて映寫時間とか換氣等養護

定映畫等優秀な映畫を選んで觀覽せしめ教育効果を擧げようとするものである。縣に於てはこれが適切を期する爲優秀なる映畫を上映する際は推薦狀(推薦理由並に觀覽指導上の注意を記載)を興業者に交付することになつてゐるから、よくこれと連絡し充分教育手段を講じて利用に努めることが肝要である。

當設館所在の地方に於ては興業者と連絡の爲に各學校主任者を以て映畫委員會を設け、試寫研究の上指導方針を確定し置くを可とする。

△ 社會教育上に於ける映畫教育

又映寫館に於ける觀覽に當つては指導者指導の下に觀覽態度・一般訓練等に留意し、觀覽後の指導もその場所又は歸校後に於て適宜行はねばならぬ。なほ學校職員に於て引率不可能の際は豫め充分指導を行ひ、保護者同伴によつて觀覽せしめる方法を取るべきである。

教室に於ける映畫利用學習には教科用検定映畫を用ふるのであるが、これについては各教科の教授細目中に、利用し得る映畫の配當をして置かねばならぬ。しかして映畫利用學習の實施に當つてはその教材觀・映畫觀に從つて合理的な教科の學習過程を定めて指導の適切を圖らねばならぬのである。

三 校外映畫學習

校外映畫學習とは生徒兒童をして校外映畫教育の爲に常設館又は興業映畫に於て、文部省の國民學校課外用選定映畫・青年向選定

映畫を社會教育上に利用することは大衆性強く且つ指導性藝術性の強大な點に於て頗る多大な効果を認めねばならない。從つて映畫の有する獨自の特性を戰時下社會教育上に活用して教育教化啓發・宣傳・報道・健全慰勞等の上にその高度の機能を發揮せしめ、聖戰目的の完遂並に國民文化の進展・國民士氣の昂揚に資するやう充分なる研究の下にこれを實施すべきである。

